

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 土地区画整理事業の終了認可……………  
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……一
- 建築基準法による道路位置の指定……………  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……一
- 保安林の指定解除予定……………  
……………(産業労働局農林水産部森林課) ……一
- 森林法第百八十九条の掲示……………(同) ……一
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……二

### 公告

- 特定非営利活動法人の認定……………  
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……五
- 特定非営利活動法人の仮認定……………(同) ……五
- 国土調査の成果の認証……………  
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) ……五

## 告示

### ●東京都告示第千七百二十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定に基づき西東京市向台町六丁目土地区画整

理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二日

東京都知事 舩 添 要 一

#### 一 施行者の氏名

栗島 静夫

栗島 久子

#### 二 事業施行期間

平成二十六年十一月十七日から平成二十七年十二月二日まで

日

#### 三 施行地区

西東京市向台町六丁目の一部

#### 四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日

西東京市向台町六丁目土地区画整理事業

平成二十六年十一月十七日

#### 五 土地区画整理事業の終了の認可の年月日

平成二十七年十二月二日

### ●東京都告示第千七百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年十一月十日	小平市花小金井南町二丁目六十七番九、同番十二及び同番二十四の各一部	延長 二・七七 幅員 四・〇〇
----------------------	-------------	-----------------------------------	-----------------

### ●東京都告示第千七百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

平成二十七年十二月二日

東京都知事 舩 添 要 一

#### 一 解除を予定する保安林の所在場所

八丈島八丈町中之郷三〇三六番(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 三 解除の理由

無線施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備えて縦覧に供する。)

### ●東京都告示第千七百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によ

り、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡檜原村字倉掛九四〇七番	平野六司	檜原村役場
青梅市裏宿町八六三番一	宗近あき子	青梅市役所
八王子市上川町三六八九番、三七一九番	株式会社モアテック	八王子市役所
八王子市上川町三七一七番	佐藤孝治	八王子市役所

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千三百九号のとおり。

●東京都告示第千七百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名

町田調布

二 変更の区間


稲城市大字坂浜字十八号千三百七十八番四地内から同市大字坂浜字十号千百八十五番一地内まで

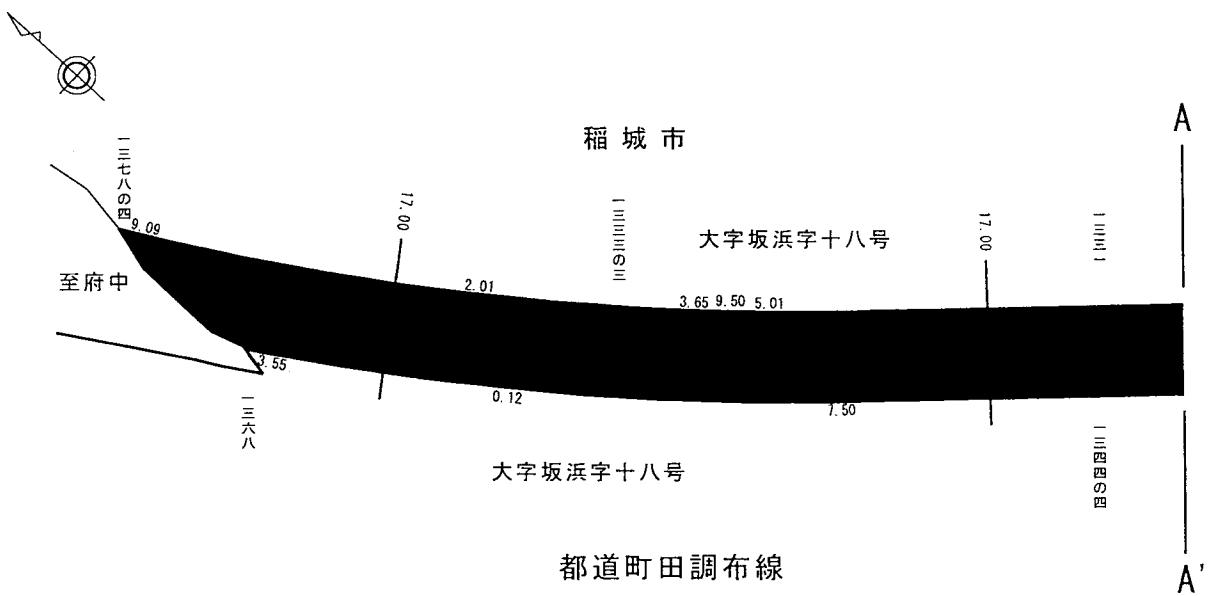
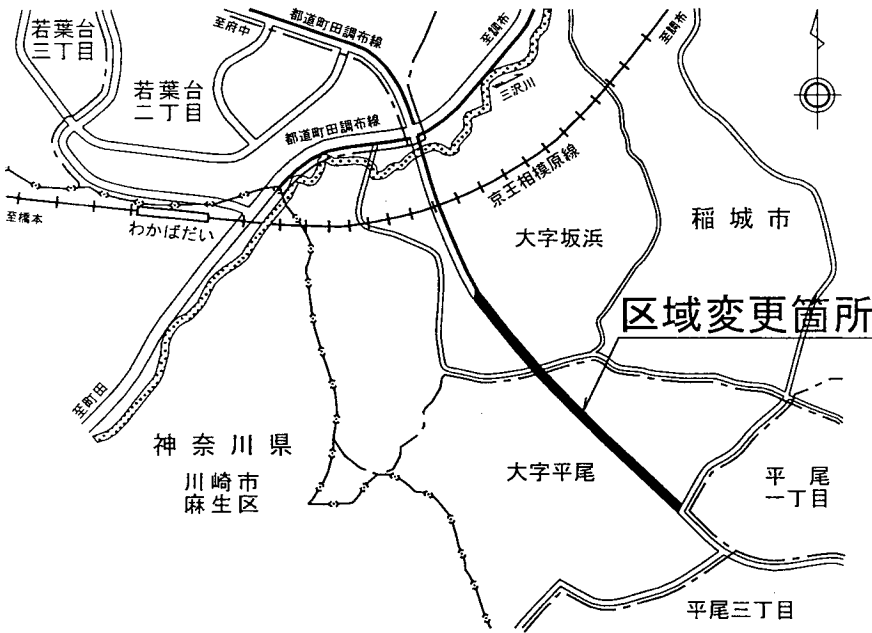
三 変更の概要

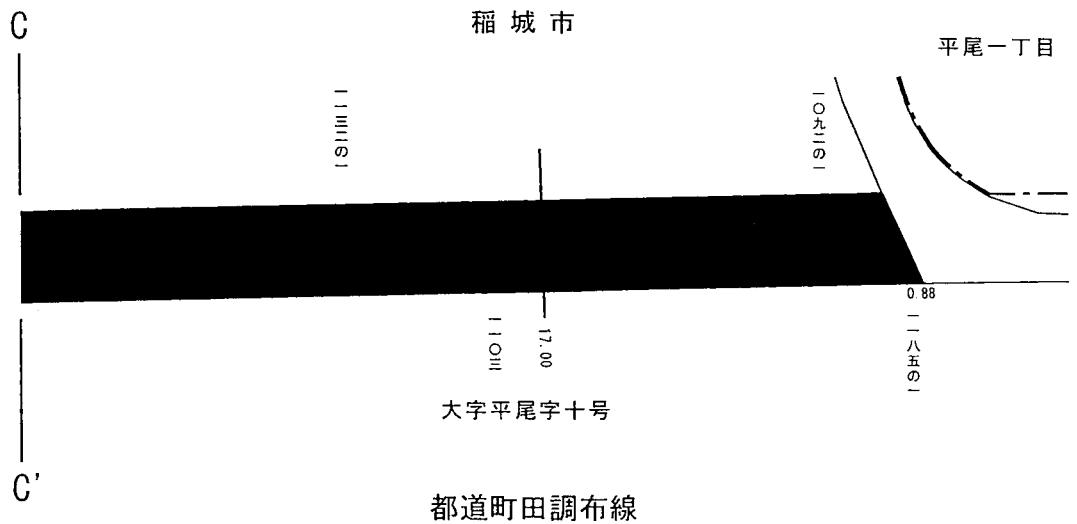
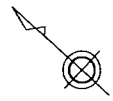
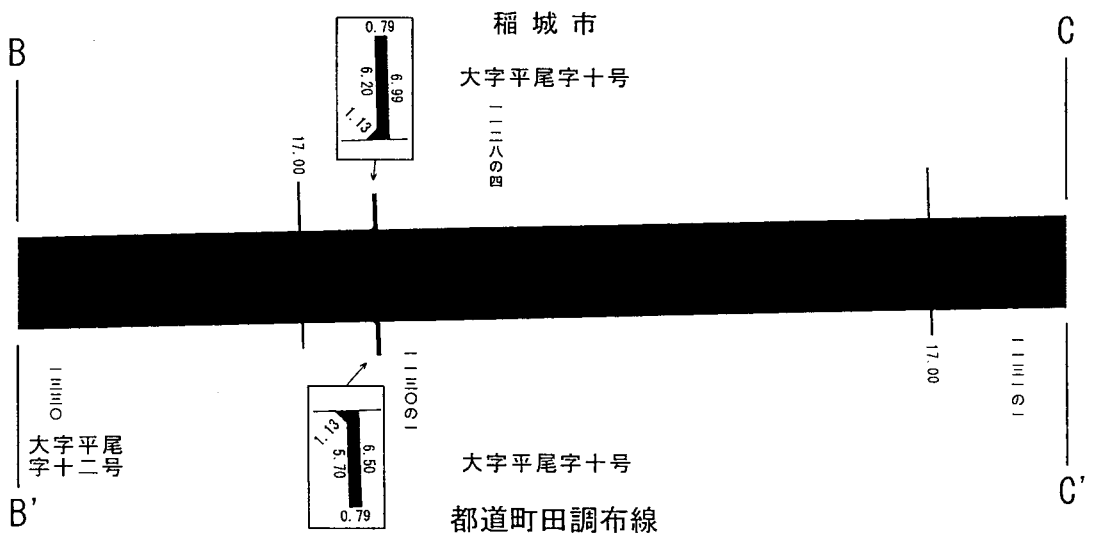
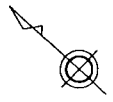
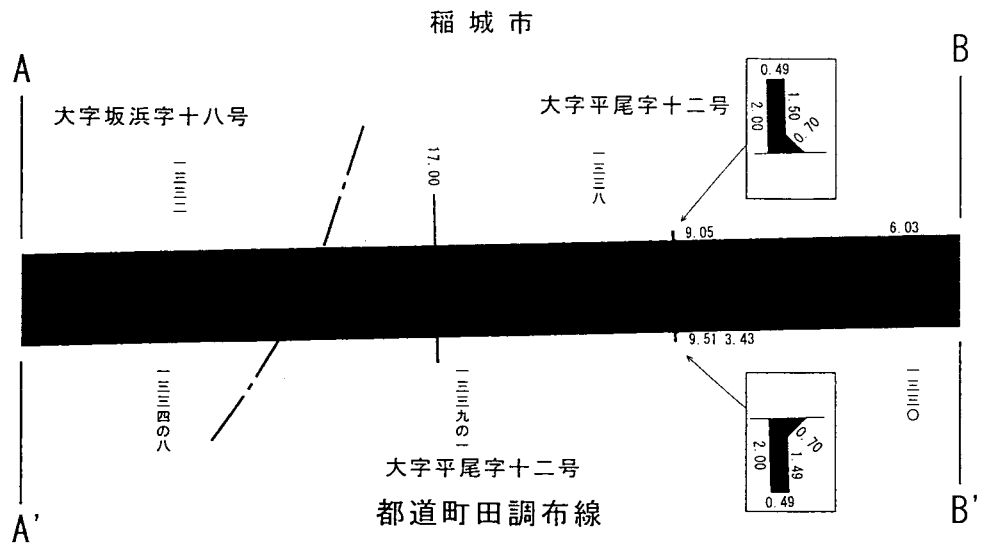
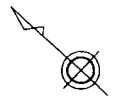
別図表示のとおり

別図

都道町田調布線区域変更略図  
稲城市大字坂浜、大字平尾


  
 都道  
 市道  
 編入区域  
 延長  
 面積  
 七四七・九〇メートル  
 一、二、四八二・九四平方メートル





公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ

二 代表者の氏名

福喜多 明子

三 主たる事務所の所在地

東京都北区上中里一丁目三十番一号

四 認定の有効期間

平成二十七年十一月十三日から平成三十二年十一月十二日まで

一 名称

特定非営利活動法人アジア・チャイルドケア・リーグ

二 代表者の氏名

渡邊 和代

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目三十六番九一六〇一

号

四 認定の有効期間

平成二十七年十一月十六日から平成三十二年十一月十五日まで

特定非営利活動法人の仮認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人東京フィルムメックス実行委員会

二 代表者の氏名

森 昌行

三 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂五丁目四番十四号

四 仮認定の有効期間

平成二十七年十一月十六日から平成三十年十一月十五日まで

一 名称

特定非営利活動法人太陽光発電所ネットワーク

二 代表者の氏名

藤井 石根

三 主たる事務所の所在地

都筑 建

東京都文京区湯島二丁目九番十号六〇二号室

平成二十七年十一月十七日から平成三十年十一月十六日まで

一 名称

特定非営利活動法人CES

二 代表者の氏名

加藤 彰

三 主たる事務所の所在地

東京都八王子市南町五番十三号 八王子ローヤルマンション一階

四 仮認定の有効期間

平成二十七年十一月二十日から平成三十年十一月十九日まで

日

国土調査の成果の認証について

足立区における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 調査を行った者

足立区

二 調査を行った期

平成二十六年八月から同年十一月まで

三 成果の名称

足立区（大谷田二丁目の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 足立区大谷田二丁目の一部  
 五 認証年月日 平成二十七年十二月二十四日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七號  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001